# 「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」「産業医」「安全衛生推進者等」のあらまし




◎労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、各事業場の業種、規模等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医及び安全衛生推進者等の選任を義務づけています。

◎総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医及び安全衛生推進者等の選任は、その選任すべき事由が発生した日から１４日以内に選任しする必要があります。

◎総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医は選任後、遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。

◎安全衛生推進者等は選任後、氏名を作業場の見えやすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知する必要があります。

労働基準監督署

# 総括安全衛生管理者

〔労働安全衛生法第 10 条〔労働安全衛生法施行令第 2 条、労働安全衛生規則第 2 条等〕〕

## 1 総括安全衛生管理者…

労働安全衛生法第 10 条では、一定の規模以上の事業場について、事業を実質的に統括管理する者を「統括安全衛生管理者」として選任し、その者に安全管理者、衛生管理者を指揮させるとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させることとなっています。

## 2 総括安全衛生管理者の選任

統括安全衛生管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

| 業　　種 | 事業場の規模(常時使用する労働者数) |
|---|---|
| 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 | 100 人以上 |
| 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具･建具･じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具･建具･じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 | 300 人以上 |
| その他の業種 | 1,000 人以上 |

(注)例えば、
製造業の本社等で製造等を行わず、いわゆる本社機能のみを有する事業場は、「その他の業種」に含まれます(以下、すべての項目において同じ。)。

## 3 選任すべき者の資格要件

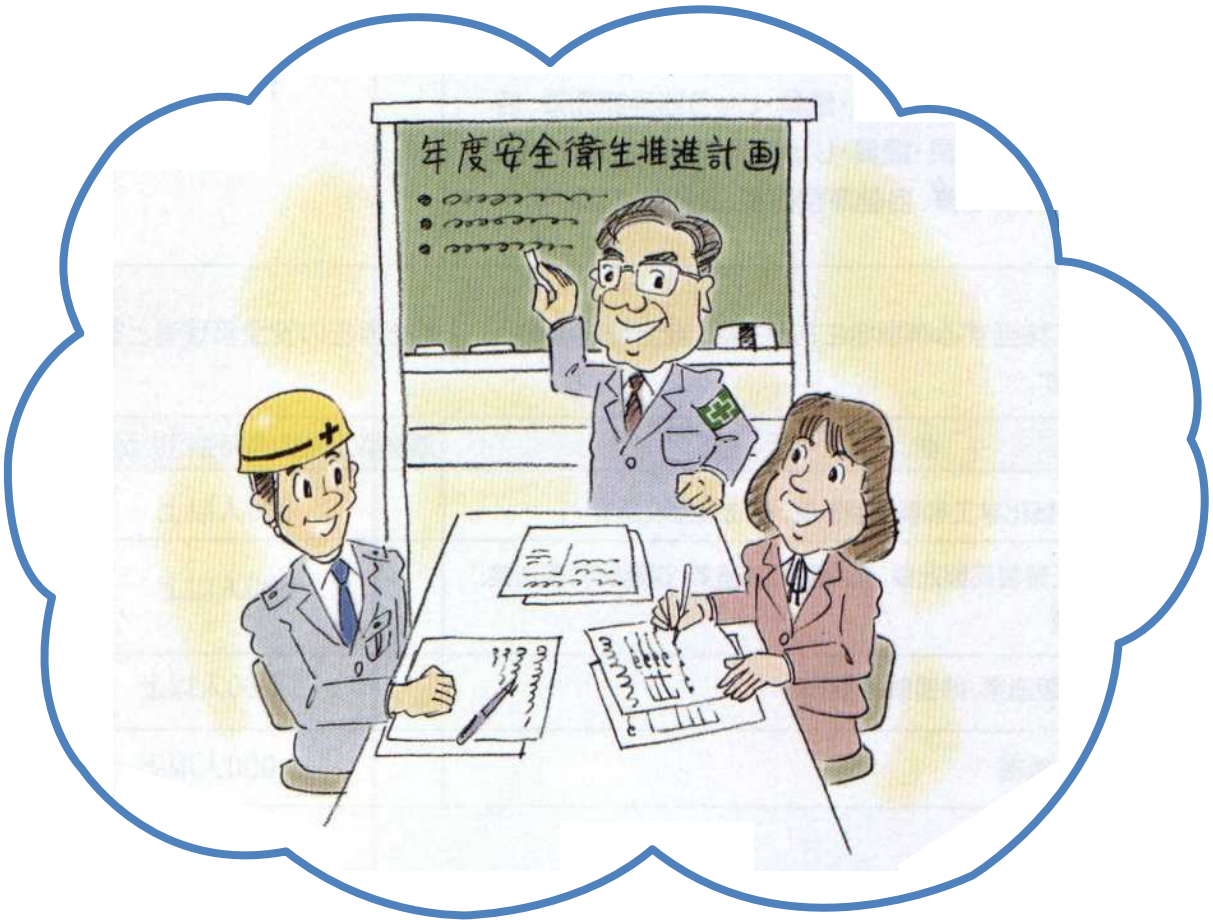
当該事業場において、その事業の実施を実質的統括管理する権限及び責任を有する者(工場長など)

## 4 総括安全衛生管理者の職務

安全管理者、衛生管理者などに指揮するとともに、次の業務を統括管理することとされています。

① 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
② 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
⑤ その他労働災害を防止するため必要な業務

(ア) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
(イ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
(ウ) 安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。



# 安全管理者

〔労働安全衛生法第 11 条(労働安全衛生法施行令第 3 条、労働安全衛生規則第 4 条等〕

## 1 安全管理者…

労働安全衛生法第 11 条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

## 2 安全管理者の選任

安全管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

| 業　　種 | 事業場の規模(常時使用する労働者数) |
|---|---|
| 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 | 50 人以上 |

また、次に該当する事業場にあっては、安全管理者のうち 1 人を専任の安全管理者とすることとなっています。

| 業　　種 | 事業場の規模(常時使用する労働者数) |
|---|---|
| 建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業 | 300 人 |
| 無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業 | 500 人 |
| 紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業 | 1,000 人 |
| 上記以外の業種 | 2,000 人 |

## 3 選任すべき者の資格要件

① 厚生労働大臣の定める研修を修了した者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 大学又は高専の理科系の課程を卒業し、その後 2 年以上産業安全の実務を経験した者

(イ) 高等学校等の理科系の課程を卒業し、その後 4 年以上産業安全の実務を経験した者

(ウ) その他厚生労働大臣が定める者

(理科系統以外の大学を卒業後 4 年以上、同高等学校を卒業後 6 年以上産業安全の実務を経験した者、7 年以上産業安全の実務を経験した者等)

② 労働安全コンサルタント

③ 安全管理者として選任され、かつ、労働基準監督署に選任報告が提出された者で、その職務を行った経験年数が平成18年10月1日までに通算2年以上である者 (経過措置)

## 4 安全管理者の職務

(1) 安全管理者は、主に次の業務を行うこととなっています。

① 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置

② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備･器具の定期的点検

③ 作業の安全についての教育及び訓練

④ 発生した災害原因の調査及び対策の検討

⑤ 消防及び避難の訓練

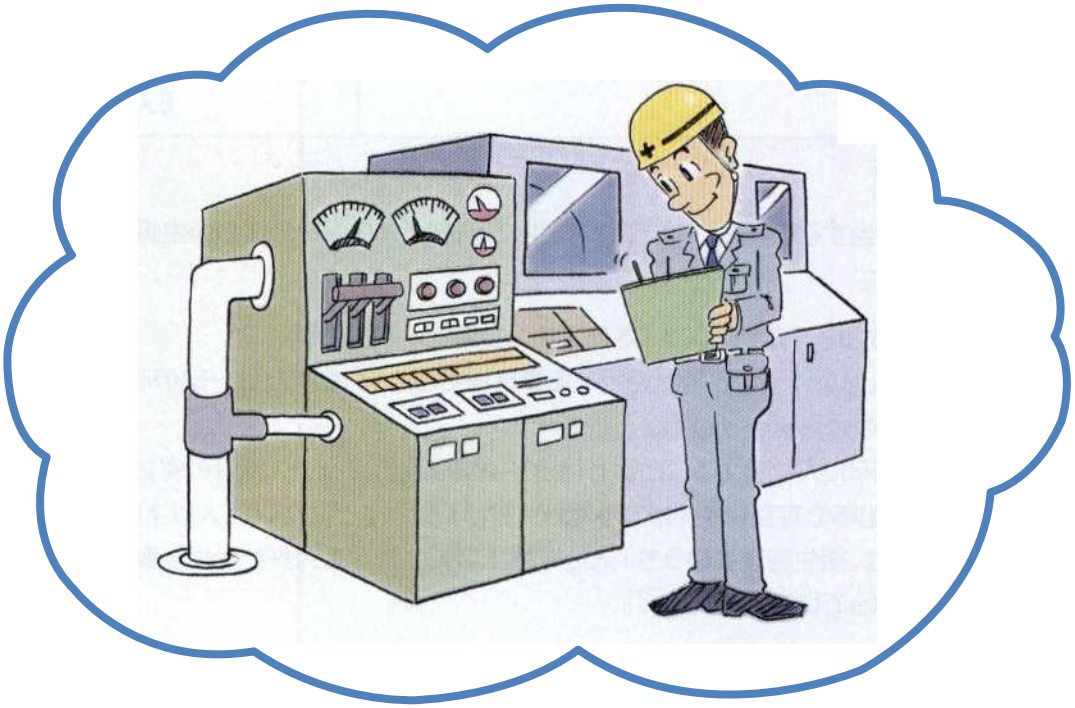
⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督

⑦ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録

など。

(2) 巡視

作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。



# 衛生管理者

〔労働安全衛生法第 12 条(労働安全衛生法施行令第 4 条、労働安全衛生規則第 7 条)〕

## 1 衛生管理者…

労働安全衛生法第 12 条では、一定の規模及び業種の区分に応じ「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

## 2 衛生管理者の選任

常時 50 人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任することとなっています。
ただし、事業場の規模ごとに選任しなければならない衛生管理者の数は、次のとおりです。

| 事業場の規模(常時使用する労働者数) | 衛生管理者の数 |
|---|---|
| 50 人～200 人 | 1 人 |
| 201 人～500 人 | 2 人 |
| 501 人～1,000 人 | 3 人 |
| 1,001 人～2,000 人 | 4 人 |
| 2,001 人～3,000 人 | 5 人 |
| 3,001 人以上 | 6 人 |

また、次に該当する事業場にあっては、衛生管理者のうち 1 人を専任の衛生管理者とすることとなっています。

① 業種にかかわらず常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業場

② 常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または一定の有害な業務に常時 30 人以上の労働者を従事させるもの

なお、常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、エックス線等の有害放射線にさらされる業務や鉛等の有害物を発散する場所における業務などに常時 30 人以上の労働者を従事させる場合は、衛生管理者のうち 1 人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任することとなっています。

## 3 選任すべき者の資格要件

事業場の業種ごとに選任しなければならない免許等保有者は、次のとおりです。

| 業　　種 | 免許等保持者 |
|---|---|
| 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業 | 第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど |
| その他の業種 | 第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど |

※免許を受けることができる者

○ 衛生管理者(第一種・第二種)
- 衛生管理者免許試験(第一種・第二種)に合格した者
- 保健師、薬剤師など

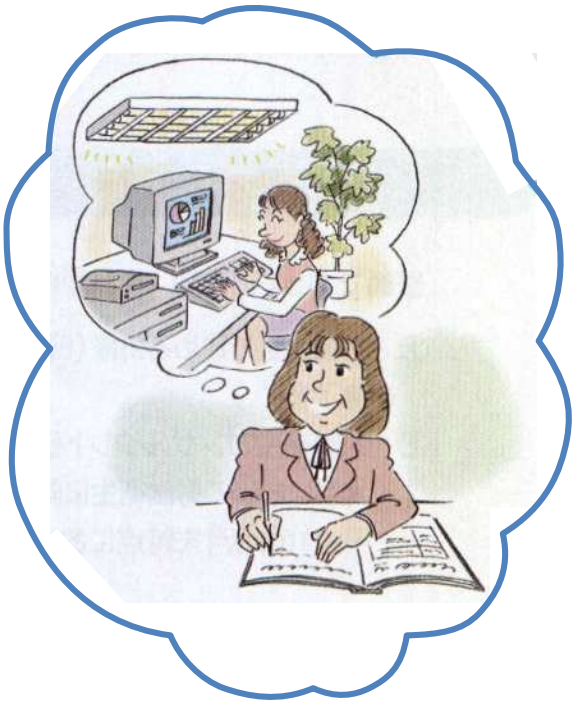
○衛生工学衛生管理者
- 大学または高等専門学校において、工学または理学に関する課程を修めて卒業した者等で、一定の講習を修了した者など

## 4 衛生管理者の職務

(1) 衛生管理者は、主に次の業務を行うこととなっています。

① 健康に異常のある者の発見及び措置
② 作業環境の衛生上の調査
③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
⑥ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
⑦ 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備

など。



(2)定期巡視

少なくとも毎週１回作業場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

# 産業医

〔労働安全衛生法第 13 条(労働安全衛生法施行令第 5 条、労働安全衛生規則第 13 条等)〕

## 1 産業医…

労働安全衛生法第 13 条では、一定規模以上の事業場について、一定の医師のうちから「産業医」を選任し、専門家として労働者の健康管理等に当たらせることとなっています。

## 2 産業医の選任

常時 50 人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任することとなっています。

ただし、常時3,000 人を超える労働者を使用する事業場では、2 人以上の産業医を選任することとなっています。

なお、次に該当する事業場にあっては、専属の産業医を選任することとなっています。

① 常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場

② 一定の有害な業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場

## 3 選任すべき者の資格要件

医師であって、次のいずれかの要件を備えた者

① 厚生労働大臣の指定する者（日本医師会、産業医科大学）が行う研修を修了した者

② 産業医の養成課程を設置している産業医科大学その他の大学で、厚生労働大臣が指定するものにおいて当該過程を修めて卒業し、その大学が行う実習を履修した者

③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者

④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師又はこれらの経験者

⑤ 労働安全衛生規則第１４条第２項第５号に規定する者

⑥ 平成８年１０月１日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者（経過措置）

⑦ 平成10年9月末時点において、産業医としての経験が3年以上である者(経過措置)

## 4 産業医の職務

(1) 産業医は、主に次の事項を行うこととされています。

① 健康診断、面接指導等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理等労働者の健康管理に関すること。
② 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
③ 労働衛生教育に関すること。
④ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

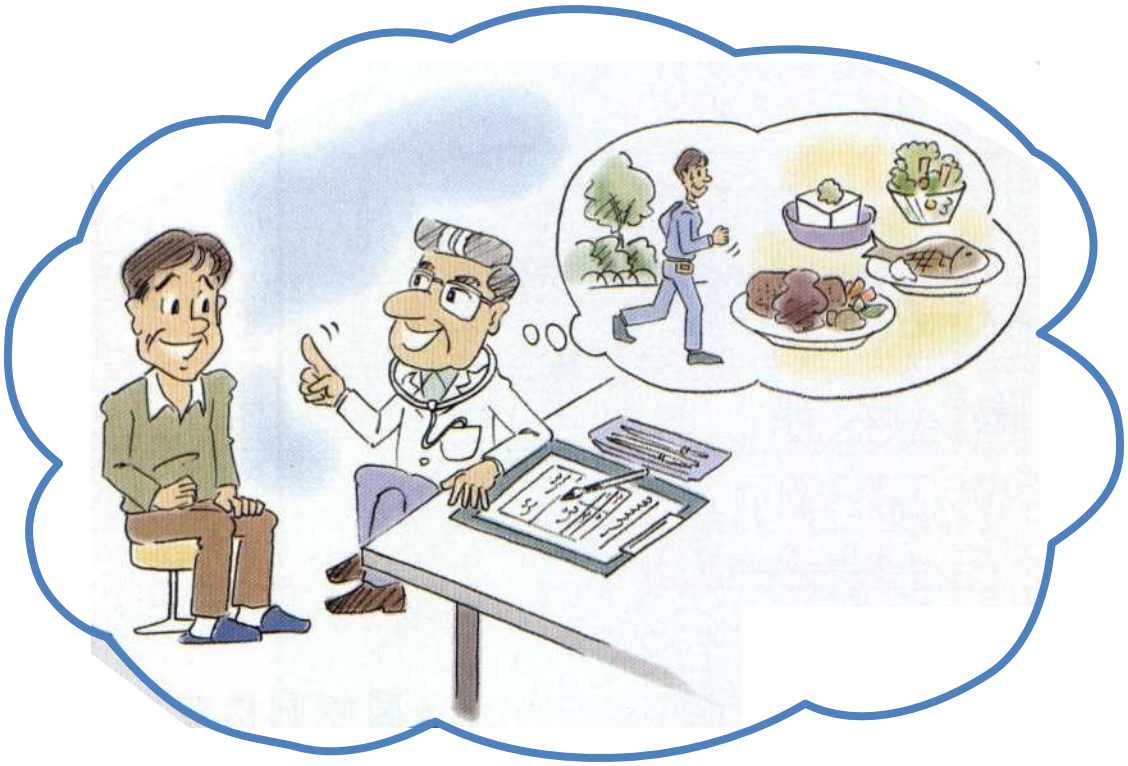
(2) 勧告等

労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告または衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。

(3) 定期巡視

少なくとも毎月 1 回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。



# 安全衛生推進者等

〔労働安全衛生法第 12 条の 2(労働安全衛生規則第 12 条の 2 等)〕

## 1 安全衛生推進者等…

労働安全衛生法第 12 条の 2 では、一定規模及び業種の区分に応じ「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」を選任し、その者に労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務（衛生推進者にあっては衛生に係る業務に限る。）担当させることとなっています。

## 2 安全衛生推進者等の選任について

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場であって、事業場の業種ごとに選任しなければならない推進者は、次のとおりです。

| 業　　種 | 選任すべき推進者 |
|---|---|
| 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具･建具･じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具･建具･じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 | 安全衛生推進者 |
| その他の業種 | 衛生推進者 |

## 3 選任すべき者の資格要件

次のいずれかに該当する者

① 安全衛生推進者養成講習（衛生推進者にあっては、衛生推進者養成講習）修了者

② 大学又は高専を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあっては、衛生の実務。以下同じ）に従事した経験を有する者

③ 高等学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

④ 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

⑤ 厚生労働省労働基準局長が上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(ア) 安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者

(イ) 安全管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有する者

(ウ) 衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全の実務に従事した経験を有する者

(エ) 作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

(オ) 元方安全衛生管理者の資格を有する者

など

「安全衛生の実務」とは、必ずしも事業場内の安全衛生関係の部署における安全衛生業務に限定するものではなく、生産ライン、事務所等において管理又は監督的立場にある者が業務の遂行に伴い、危険個所の改善、労働者の健康状態の確認等安全衛生上の配慮を行うこと、健康診断、安全衛生教育等の安全衛生に係る業務（「衛生の実務」にあっては、衛生に係る業務）を行うこと等も含まれます。

## 4 安全衛生推進者等の職務

安全衛生推進者は、主に次の事項（衛生推進者にあっては、衛生に係る事項に限る。）を行うこととされています。

① 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。

② 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。

③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。

④ 安全衛生教育に関すること。

⑤ 異常な事態における応急措置に関すること。

⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。

⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署または
都道府県労働局（安全衛生主務課）まで

H25.4